

東京湾 海上交通センター

～ 船舶の運航を安全・効率的に支援～

第三管区海上保安本部
東京湾海上交通センター

東京湾海上交通センターのあゆみ

●昭和48年7月

高度経済成長期における海上輸送の活発化や船舶の大型化が進む中、船舶交通の安全を確保するため「海上交通安全法」が施行

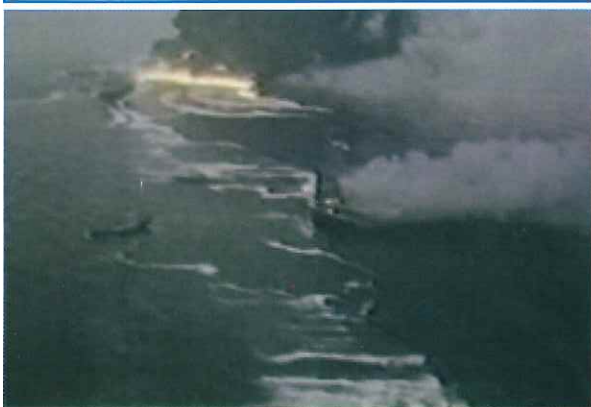
●昭和52年2月

法施行後においても船舶事故が発生したことから、東京湾における海上交通に関する情報提供と、海上交通安全法に基づく航行管制を一体的に実施する東京湾海上交通センターを横須賀市観音崎に設置

●平成30年1月

非常災害発生時の船舶運航を更に安全、効率的に支援するため、運用場所を横浜市に移し、東京湾内の各港内交通管制室(千葉、東京、横浜、川崎)と東京湾海上交通センターを統合

中ノ瀬航路付近におけるタンカーと貨物船の衝突・炎上



東京湾における海上交通管制の一元化



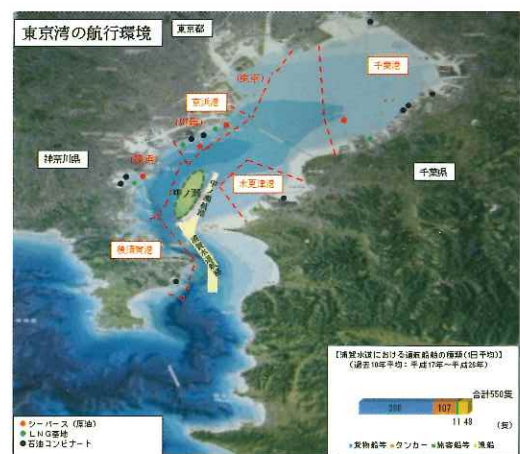
東京湾の海上交通環境

●東京湾の特性

- ・首都圏・臨海部は経済活動が非常に盛ん
⇒国際コンテナ戦略港湾に指定されている京浜港(東京港、横浜港、川崎港)があるほか、千葉港、横須賀港、木更津港も国内有数の貿易港
⇒石油コンビナートやLNG基地などの大規模事業所が多数存在
- ・漁業やマリンレジャーの活動も活発
- ・船舶が安全に運航するため、東京湾内の中央部に浦賀水道及び中ノ瀬航路があるほか、各港には多数の航路が存在

●航行船舶の状況

- ・大型コンテナ船やLNG船などの危険物積載船などが1日約500隻航行
- ・朝に各港に入港して荷役し、夕方に出港する形態から、午前中は東京湾を北上する船舶の、午後は東京湾を南下する船舶の交通ラッシュ



東京湾海上交通センターって何をするとところですか？

東京湾海上交通センターでは、船舶交通の安全を確保し運航効率の向上を図るため、海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法等の法令に基づき、東京湾を航行する船舶及び千葉、東京、横浜、川崎港に入出港する船舶に対して、東京湾内の各海上保安部所属の巡視船艇と連携のうえ、船舶交通の安全のために必要な情報提供や航行管制等を行うほか、船舶交通の整理、航法指導等を行っています。



業務体制



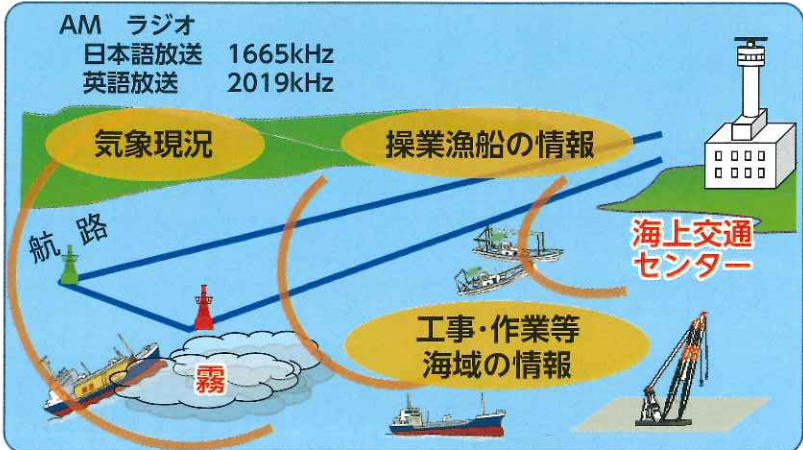
レーダー、AIS、テレビカメラで船舶の動静を把握します。ただし、東京湾外は、AISのみで把握します。把握した船舶に対して必要な情報を国際VHF無線電話、船舶電話により提供します。

※AIS(Automatic Identification System:船舶自動識別装置)

情報提供業務

船舶交通の安全のために必要な一般情報を、AMラジオ放送、AISメッセージ等で提供します。

船舶の動静から特定した船舶に対して、行う情報提供は、国際VHF無線電話、船舶電話で行います。



勧告・指示等業務

船舶に対して、安全な行動を促す場合等には、勧告を行います。
霧等で視界不良となり、航路内の航行に危険が伴う場合には、航路外で待機するよう指示します。これらは、国際VHF無線電話、船舶電話で行います。



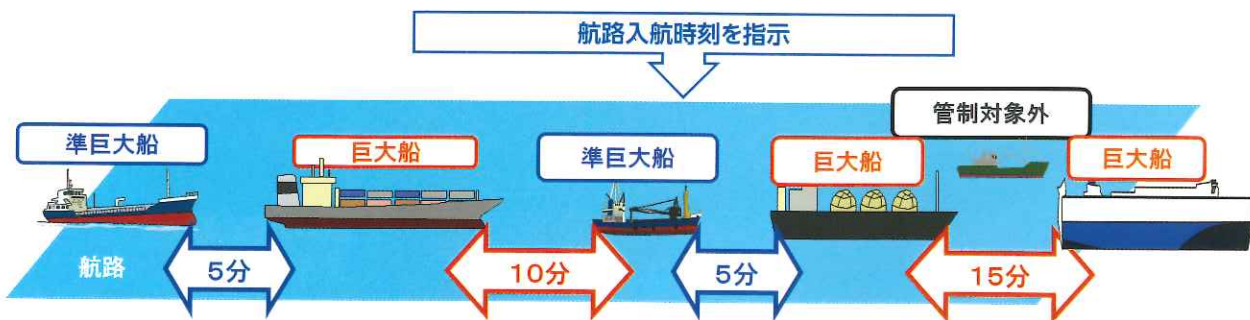
航行管制業務

浦賀水道航路及び中ノ瀬航路へ入航する巨大船等に対し、安全な船間距離や同時に航路へ入航することがないように、入航予定時刻の調整等を行います。

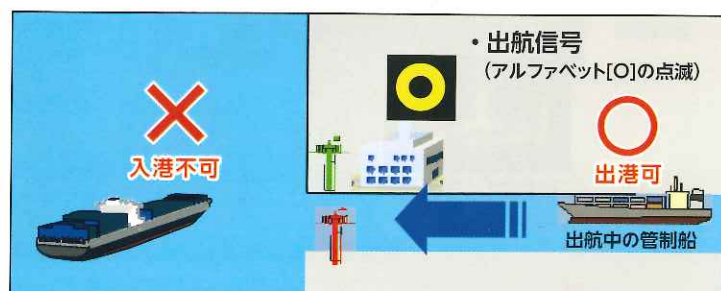
◆航路通報 (前日正午まで)

巨大船 (全長200m以上)
準巨大船 (全長160m以上200m未満)
その他: 2.5万GT以上の液化ガス積載船、長大物件曳航船

- ◆管制計画の作成
- ◆入航時刻の変更指示
- ◆進路警戒船の配備指示等



港内の管制水路においては、一定以上の船舶が狭い港内で行き会わないように、「入航信号(I)」と「出航信号(O)」等の信号を切り替えることで片側航行の管制を行います。



非常災害発生時の対応



東京湾内に大津波警報が発表されるような非常災害が発生し、これにより東京湾内の船舶交通に危険が生ずるおそれのある場合、東京湾内にある船舶に対して、海上保安庁長官が非常災害が発生した旨の周知(非常災害発生周知)を行います。

●非常災害時の情報聴取義務海域

東京湾のほぼ全域が対象となります。
海上交通安全法が適用される海域の他、京浜港、千葉港、木更津港、横須賀港、館山港に適用されます。

●対象船舶

長さ50メートル以上の船舶

●非常災害時の航行制限等

非常災害時には、船舶交通の危険を防止するため、東京湾への入湾制限、航行制限、退去命令、移動命令などの措置をとる場合があります。

東京湾海上交通センターの主な施設

東京湾内を航行する船舶に対し、レーダー等により収集した情報をもとに、**VHF無線電話**等を使用し、船舶が安全に運航することができるよう、**情報提供業務、勧告・指示業務、航行管制業務**を行っています。

レーダー配置図



運用状況



整備状況



東京湾海上交通センター

管制官募集

平成30年4月1日から海上保安学校に運用管制官を育成する専門課程の管制課程が新設されました。

※詳しい受験案内等につきましては、第三管区海上保安本部人事課のホームページをご確認ください。



通報先

●航路通報

045-225-9140(電話)

045-225-9141(電話)

045-225-9142(FAX)

●事前通報先

千葉 045-225-9150(電話)

045-225-9153(FAX)

東京 045-225-9151(電話)

045-225-9154(FAX)

川崎/横浜 045-225-9152(電話)

045-225-9155(FAX)



東京湾海上交通センター

住所 〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
電話番号 045-225-9118(代表)